

高浜町 入所・入園の手引き (教育・保育給付認定の手引き)

もくじ

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 教育・保育給付認定について…………… | P 2 |
| 2. 保育認定（2号認定・3号認定）について…………… | P 3 |
| 3. 町内の保育所・認定こども園について…………… | P 4 |
| 4. 入所・入園の申し込みの流れ…………… | P 5 |
| 5. 入所・入園の申し込み手順…………… | P 6-7 |
| 6. 利用調整にかかる点数表…………… | P 8 |
| 7. 入所・入園申込の電子申請について …… | P 9 |

【お問い合わせ】

○申込に関することなど全般：

高浜町こども未来課（保健福祉センター1階）
〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68
電話（0770）72-6154 FAX（0770）50-9041
Mail kurumu@town.takahama.lg.jp

○高浜キッズこども園に関すること：

社会福祉法人長雲福祉会高浜キッズこども園（TEL50-9050）

1. 教育・保育給付認定について

保育所・認定こども園などの施設を利用するには、教育・保育の必要に応じて認定を受けることが必要となります。

認定区分	子どもの年齢	要件	保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	3歳以上	教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)		「保育を必要とする事由」 に該当し、保育所等での 保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満			

※現在、高浜町には幼稚園はありません。

時間認定区分	就労の想定	月額保育料内の 利用時間
「保育標準時間」	おおむねフルタイム勤務 (<u>就労時間 週 30 時間以上かつ月 120 時間以上</u>)	最大11時間
「保育短時間」	おおむねパートタイム勤務 (<u>就労時間 月 48 時間以上、上記未満</u>)	最大8時間

2号認定または3号認定の場合は、保育を必要とする事由によって、さらに2つの認定に区分されます。

「教育標準時間」利用の場合の利用可能時間	
高浜キッズこども園	最大6時間
認定こども園 cocokara	最大4時間

・保育所とは・・

保護者の就労などの理由により、家庭内での保育が困難なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。入所の際には、3ページ「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります。

・認定こども園とは・・

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園が1つの施設に集約されている施設です。認定こども園は、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用ができ、また保護者の就労状況が変化した場合であっても、通いなれた施設を継続して利用できることが大きな特長です。

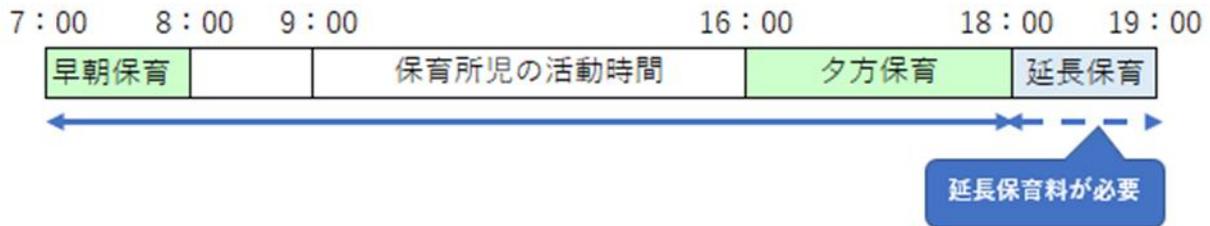
2. 保育認定(2号認定・3号認定)を受けるには

保育認定(2号認定・3号認定)を受けるには、保護者(入所を希望するお子さんの父・母)に次のいずれかの事情があり、児童を家庭で保育出来ない状態にあることが必要です。

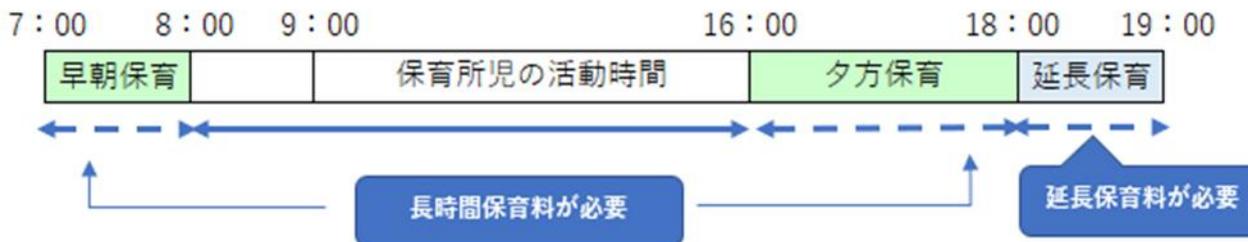
保育を必要とする事由		提出書類	認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
就労	会社などに勤務	就労証明書 ※必ず所属先からの証明を受けてください。自署のものは受付できません。	○	○
	内職		○	○
	自営・農業・漁業等	自営業従事等証明書 ※必ず納品書や発注書の写し等を添付してください	○	○
妊娠・出産		母子手帳の写し (※出産予定日の明記がある箇所等) ※出産予定日の8週間前から出産後8週間	○	○
保護者の疾病・障がい		診断書 手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)	申請内容による	
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		看護、介護の状況等がわかる書類 (診断書または手帳の写し)	申請内容による	
災害復旧		り災証明書または事実を確認できる書類(任意)	○	
求職活動		証明書 ※求職中の場合の入所は、3歳未満児は3ヶ月間	不可	○
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)		在学証明書または合格通知書の写し等	就学時間による	
虐待やDVのおそれがあること		こども未来課に相談事案のある方	○	
育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		勤務(採用予定)証明書 (育休期間が明記されていること)	不可	○
その他、上記に類する状態として町長が認める場合			申請内容による	

・必要量のイメージ

保育標準時間認定の場合



保育短時間認定の場合



※延長保育及び長時間保育

保護者の勤務等の都合で、認定保育時間以外にも保育を希望される場合は、時間を延長して保育します。利用については、別途申請が必要です。

3. 高浜町内の保育所・認定こども園について

町内の保育所・認定こども園は、私立認定こども園が1カ所、公立認定こども園が1カ所、公立保育所が3カ所です。



[私立]
高浜キッズこども園
高浜町立石 15-18
Tel0770-50-9050
(社会福祉法人長雲福祉会)



[公立]
和田保育所
高浜町和田 124-3
Tel0770-72-0256



[公立]
認定こども園 cocokara
高浜町菌部40-1-1
Tel0770-72-0142



[公立]
青郷保育所
高浜町西三松 13-54-1
Tel0770-72-0887



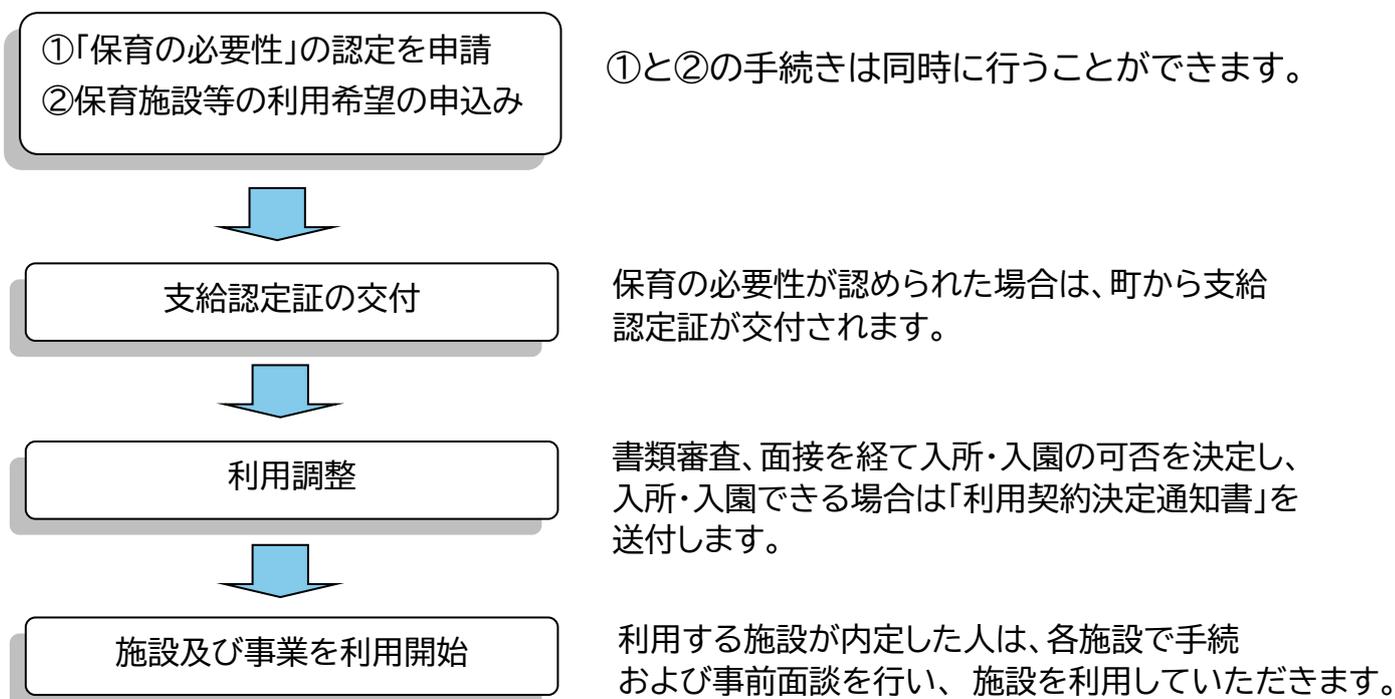
[公立]
内浦保育所
高浜町山中 107-26
Tel0770-76-1130

※児童数減少に伴い令和7年度より青郷保育所にて合同保育中

区分	教育および 保育時間	長時間保育	※預かり保育および 延長保育
教育標準時間	高浜キッズこども園 9:00～15:00 認定こども園 cocokara 9:00～13:00	—	<預かり保育> 高浜キッズこども園 15:00～18:00(有料) 認定こども園 cocokara 13:00～18:00(有料)
保育標準時間	高浜キッズこども園 認定こども園 cocokara 7:00～18:00	—	<延長保育> 高浜キッズこども園 認定こども園 cocokara 18:00～19:00(有料)
	和田・青郷・内浦保育所 7:30～18:00	—	—
保育短時間	各保育所・こども園 で実施 8:00～16:00	各保育所・こども園 で実施 7:30～8:00(有料) 16:00～18:00(有料)	—

※和田・青郷・内浦保育所において 18 時を超える利用が常態化する場合は、認定こども園 cocokara または高浜キッズこども園へ転園していただきます。

4. 入所・入園の申し込みの流れ



入所・入園を必要とする理由が適当でない場合は、入所・入園できないことがありますので、あらかじめご承知ください。

5. 入所・入園の申し込み手順

教育・保育給付認定申請と施設入所申込みについて

・提出書類

- ① 令和8年度 認定こども園・保育園等入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書
(他市町の保育所・認定こども園の利用を希望する方も含みます。)
- ② 保育が必要なことを証明する書類

全ての方	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所入所申込書	児童1人につき1枚	
	家庭保育が出来ないことを証明する書類 ※詳細は3ページ記載	父・母	
該当する方	令和6年度所得課税証明書	4月～8月 入所の場合	入所日時点で高浜町内に 住所のない父・母 (単身赴任など)
	令和7年度所得課税証明書	9月～3月 入所の場合	
	障害者手帳(身体、精神、療育)または 特別児童扶養手当受給者証明書の写し (保育料の軽減を受ける場合必要です。)	同世帯に障がい児(者)の方がいる場合	

※令和7年1月2日以降に高浜町に転入された場合は、市町村民税の税額(令和7年度(令和6年分))を確認できる書類が必要です。

- (1)『町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』または『町民税・県民税納税通知書』
※市町村民税所得割額が記載された部分が必要です。
- (2)市町村民税課税証明書(令和7年1月1日時点の住民登録市町村で請求)

・提出方法

高浜町こども家庭センターkurumu(保健福祉センター内)

※マイナンバーカードを使用した「マイナポータル」上での電子申請も可能です。

詳しくは、9ページをご確認ください。

・申し込み受付期間

令和7年10月1日(水)～令和7年10月15日(水)

・利用調整

申し込みのあったすべての方について、8ページの表に基づいた点数を付し、点数の高い方(保育の必要性の高い方)から優先的に入所・入園を決定していきます。

したがって、第1希望や第2希望、場合によっては第3希望にも添えないときがありますので、あらかじめご了承ください。

・申し込み後の流れ(予定)

令和7年11月 内容審査

令和7年12月 入所・入園に向けた面接

令和8年1月 利用調整

令和8年2月 支給認定証発送

※必要に応じて町から連絡させていただくことがあります。

・留意事項

この申込みにより、令和8年4月1日から小学校就学始期までの間、入所・入園を希望できます。

(ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、入所・入園決定を受けた期間中でも、退所または教育認定に変更していただくことになります。)

所得関係の書類や証明書等については、入所・入園中は毎年度提出していただく必要があります。

・注意事項

- ① 世帯の状況の欄は、児童と世帯を同じにしている人、全員について記入してください。
(◆祖父母等が同一敷地内の別棟に居住している場合や、住民票上で世帯分離している場合でも「生計同一(生活費を同一にしている)」であれば記入してください。)
- ② 職業欄は、職業をもっておられる方全員について、「会社員」「パート」とだけでなく、勤務先名もご記入ください。
- ③ 保育所・認定こども園の定員超過により、希望通り入所・入園できない場合がありますので、第4希望までご記入ください。
- ④ 保育を希望される場合は、下記の「保育を必要とする事由」に従い、ご記入ください。
(◆「集団生活になれさせるため」「友達を作るため」「小学校入学準備のため」等は事由になりません。)
- ④ 申込期限に間に合わない書類(証明書等)がある場合は、揃い次第、早急に提出してください。

6. 利用調整にかかる点数表

(別紙)選考基準

基本点		
就労	就労先が決定した場合(週30時間以上かつ月120時間以上)	10
	就労先が決定した場合(月48時間以上)	8
妊娠・出産	産前8週から産後8週の期間	10
疾病等	保護者の入院が必要な場合	10
	自宅療養が必要な場合	8
	身体障害者手帳1級または2級に該当するとき	8
	身体障害者手帳3級以下に該当するとき	6
介護等	同居親族の介護が必要な場合	10
	別居親族の介護が必要な場合	8
災害復旧	罹災証明書の交付を受けている場合	10
就学	在籍の確認できる書類が提出されている場合	8
DV・虐待等	児童や保護者へのDVや虐待の恐れがある場合	10
求職活動	求職活動を継続して実施している場合	4

保育を必要とする理由が2つ以上ある場合は、主たる理由を基本点とします。

調整点	
ひとり親家庭の場合	10
生活保護世帯	10
保育可能な親族と同居の場合	-10
保育可能な親族と近居(親族の住所が高浜町内)の場合	-6
急な疾病等、やむを得ない事情により年度途中の申込となった場合	【※】

※ 緊急性等に応じて、1～5点の加点

調整の考え方

入所申込数が保育所の受け入れ可能数を超える場合、調整を行います。

【基本点】 + 【調整点】の合計を【選考基準】として判定を行います。(合計が0点以上で入所基準を満たすと判定)

選考基準が同点の場合は、基本点が高い方を優先します。

基本点も同点の場合は、次の項目をもとに判断し、決定します。

項目	
①	居宅外労働者を優先
②	勤務時間や日数を比較し、保育できない時間がより長い者を優先
③	扶養する子どもの数がより多い世帯を優先

7. 入所・入園申込の電子申請について

入所・入園申込は、マイナポータルサイトの「ぴったりサービス」を利用して電子申請することもできます。ただし、申請には下記のものが必要です。

◆ 申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード(公的個人認証サービスによる電子証明書が付与されたもの)
 - ② インターネットに接続できるパソコン及び IC カードリーダー
 - ③ アプリ「マイナポータル AP」の利用に対応したスマートフォン
- ※②、③はいずれか1つがあれば可能

◆ 手続きの方法

インターネットから下記の URL を検索し、上記の必要物品を準備して申請してください。

また、お使いのパソコンもしくはスマートフォンが電子申請に対応しているかについては、同サイトより確認することができます。

<https://myna.go.jp/search>(ぴったりサービス)

なお、就労証明書等の保育を必要とする証明書については、窓口提出していただく必要がありますので、ご注意ください。